

○南相馬市まちづくり活動支援事業補助金交付要綱

平成18年3月29日

告示第172号

改正 平成19年3月29日告示第35号

平成20年3月28日告示第23号

平成21年11月26日告示第120号

平成24年3月30日告示第40号

平成25年3月27日告示第18号

平成26年3月28日告示第39号

平成30年3月28日告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民活動団体が地域資源を有効に活用し、自主性・主体性を持って取り組むまちづくり事業や人材育成事業を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「市民活動団体」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした団体とし、次の各号のいずれにも該当しない団体をいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 公益を害するおそれがあると市長が認める団体

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、前条に規定する団体で、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 一定の規約を有し、自主的・主体的に活動している団体又は活動することが見込まれる組織であること。
- (2) 代表者が明確で、主たる事務局の所在地及び活動の拠点が南相馬市内にある団体であること。
- (3) 会計経理が明確である団体であること。
- (4) 原則として3人以上で構成されている団体であること。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、前条に規定する団体が主体となり実施する事業で、次の各号のいずれかの部門に該当する事業とし、事業内容、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補

助期間は別表第1のとおりとする。

- (1) いきいき人づくり部門
- (2) まちづくり市民活動部門スタートコース
- (3) まちづくり市民活動部門ステップアップコース

2 前項の規定にかかわらず、同項の補助対象事業についてその補助対象者がこの告示に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助事業に該当しないものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象経費には、市民活動団体の運営に係る経費は含まないものとする。

(補助金申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、まちづくり活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は市長が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり活動支援事業計画書（様式第2号）
- (2) まちづくり活動支援事業収支予算書（様式第3号）

(認定委員会)

第6条 前条の規定による申請書の提出があった場合、その事業を審議するための機関として、南相馬市まちづくり活動支援事業認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会の委員には、総務課長、生涯学習課長、観光交流課長、小高区地域振興課長、鹿島区地域振興課長及び原町区地域振興課長の6人をもって充てる。

3 認定委員会の会長には、総務課長があたり、認定委員会の会務を総理する。

4 認定委員会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長になる。

5 会長は、認定委員会において必要であると認める場合には、委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

6 認定委員会の事務は、総務課で処理する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、まちづくり活動支援事業補助金の交付決定をするときは、認定委員会の意見を聴くものとする。

(交付決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、まちづくり活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(変更の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第6条第1項第1号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合には、まちづくり活動支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、別表第2に掲げる軽微な変更の場合には、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、まちづくり活動支援事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式

第6号)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による交付申請の取下げは、様式第7号によるものとし、申請の取下げをできる期間は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(事情変更による決定の取消通知)

第11条 規則第9条第3項に規定する通知は、まちづくり活動支援事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第8号)によるものとし、事情変更の生じた日から15日以内に行わなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条第1項に規定する実績報告は、まちづくり活動支援事業実績報告書(様式第9号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日(規則第6条第1項第2号の規定により、市長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日)後15日以内に提出しなければならない。

- (1) まちづくり活動支援事業実績書(様式第10号)
- (2) まちづくり活動支援事業収支精算書(様式第11号)
- (3) 成果品若しくはその写し又は事業実施の際の写真
- (4) まちづくり活動支援事業事後評価シート(様式第12号)

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による確定通知は、まちづくり活動支援事業補助金交付額確定通知書(様式第13号)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)が、補助金を請求しようとするときは、まちづくり活動支援事業補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業の円滑な遂行を図るために市長が特に必要と認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(事業報告)

第15条 補助金交付団体は、市長に対して事業の成果等を報告しなければならない。

2 市長は、事業の成果等を広く市民に周知するため、補助金交付団体の了解を得た上で事業内容を公表するものとする。

(会計帳簿等の整理等)

第16条 補助金交付団体の代表者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかななければならない。

(準用規定)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関しては、規則の定めるところにより、南相馬市補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第1号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(南相馬市いきいき人づくり事業補助金交付要綱の廃止)

2 南相馬市いきいき人づくり事業補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第139号)は、廃止する。

(南相馬市いきいき人づくり事業補助金交付要綱の廃止に関する経過措置)

3 前項の規定による南相馬市いきいき人づくり事業補助金交付要綱第13条の規定については、なお従前の例による。

附 則(平成19年告示第35号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第23号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第120号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第40号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第18号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第39号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日告示第95号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

部門名	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
いきいき人づくり部門	(1) 将来のまちづくりを担う青少年を育成するための事業 (2) まちづくりのリーダーを育成するための事業 (3) まちづくりに関心を持つ市民を育成するための事業 (4) その他まちづくりを担う人材を育成するための事業	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 燃料費 通信運搬費 筆耕料 保険料 広告料 委託料	補助対象経費の5/10以内	30万円	同一事業で3年間

	めの事業 (1)～(4)を目的とした研修会、講習会、講演会、研究会への参加又は開催、指導者の招致事業	使用料 賃借料 負担金			
市民活動 部門スタートコース	(1) 市民活動を開始又は団体を組織することを目的とした事業 (2) 団体を組織し継続して活動していくために効果的な事業	報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 登録料 使用料 負担金	補助対象経費の8/10以内	10万円	1回限り
市民活動 部門ステップアップコース	(1) 不特定多数の市民の利益向上が図れる公益性の高い事業 (2) 地域間交流人口の増加を図るために効果的な事業 (3) 地域の様々な課題を自主的に解決するために、創意と工夫をもって取り組むまちづくり事業 (4) 地域の特色や資源を効果的に活用し、地域情報を発信できる个性的なまちづくり事業 (5) 団体が自主性を持って実施する事業で、団体の資質向上に効果的な事業	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 燃料費 通信運搬費 筆耕料 保険料 広告料 委託料 使用料 賃借料 負担金	補助対象経費の5/10以内	50万円	同一事業で3年間

別表第2 (第9条関係)

経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
(1) 総事業費の20%以内での額の変更	(1) 事業の重要な部分に関するものでない変更 (2) 交付決定の基礎となった計画を著しく変更するものでない変更